

質問回答書

「浦添市庁舎 ESCO 事業」現場ウォークスルー調査に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	該当資料名	頁	質問事項	回 答
1	2-3. 事業内容 (2) 運転管理・維持管理	1	<p>運転管理について「自らの責任で ESCO 設備の運転管理及び維持管理を行うものとする。」とあるが、これは ESCO 導入設備及び ESCO 導入設備と連携する既存設備を ESCO 事業者により運転及び停止を行う必要がある。但し庁舎の都合で運転操作を行う必要がある場合は庁舎の手により運転、停止をして頂けるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおり、ESCO 事業者は省エネルギー達成のための運転方法を立案し運転操作を行う事とします。</p> <p>ただし、市庁舎運営の都合により変更する場合は、市庁舎運転管理員により操作するものとする。</p>
2	2-3. 事業内容 (3) 計測・検証	1	<p>計測・検証における「適切な計測・検証手法の導入」を実現するため、事業者はシステム構築において、省エネルギー効果を ESCO 事業対象の効果とそれ以外での効果で明確に区別ができる様システム構築を行えば宜しいでしょうか。具体例としては以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ESCO 事業対象設備においては「機器毎」の計測を行う ・ ESCO 対象外設備においては「系統毎」の計測を行う 	<p>建物全体エネルギーでの計測・検証は、エネルギー請求書に記載の使用量で行うものとするが、ESCO 導入設備での計測・検証については、最低 1 時間単位のエネルギー計測・検証が行えるようシステム構築を行うものとする。</p>

No	該当資料名	頁	質問事項	回答
3	7-6 (4) ESCO サービス料の総支払額	12	公的機関が使用する財産は、通常固定資産税が課税されません。本事業により導入されたESCO設備について、ESCO契約完了後、設備を無償譲渡とした提案については固定資産税は課税されないと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	-	-	既存照明において間引きしている箇所があるが、同エリアの照明更新を提案するにあたり、間引き箇所の照明更新は除外しても良いと考えて宜しいでしょうか。	照明の更新提案において、照明更新エリア内の照明は、既存間引き箇所も含め全て更新対象とするものとする。
5	-	-	ESCO設備の導入のより使用しなくなる既存設備について、運用に影響のない設備については残置してもよろしいでしょうか。	ESCO事業開始後、ESCO設備の導入により使用しなくなる既存設備については撤去するものとする。
6	-	-	庁舎空調期間中における室内設定温度緩和等による省エネについても提案に含めても宜しいでしょうか。	室内環境の悪化を招く提案（ガマンの省エネ等）は認めないが、室内環境の改善につながるものについては協議に応じるものとする。
7	-	-	空調熱源設備の更新を提案するにあたり、更新機器の容量については既設と同等の冷却能力を確保するものと考えて宜しいでしょうか。	空等熱源設備の更新を提案する場合においては、現状の熱源機器容量（503RT）と同等程度の容量を確保するものとする。